

富山ルイードスキー倶楽部規約

第1章 総則

第1条（名称と所在） 本会は富山ルイードスキー倶楽部（以下「本会」という。）と称して、事務局を富山県内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条（目的） 本会は、スキー技術とその健全な普及発展を図るとともにスキーを通して会員相互の親睦と自然愛護の向上を目的とする。

第3条（事業） 本会はその目的を達成する為に下記の事業を行う。

- （1）基礎スキー・競技スキーの錬磨と研究を行う。
- （2）四季を通じて活動を行う。
- （3）他の倶楽部・同好会との交流会を行う。

第3章 会員

第4条（組織） 本会は、本会に登録したスキー愛好者（以下「会員」という）をもって組織する。

第5条（入会） 本会に入会しようとするものは、会員の推薦を必要とし、理事会の承認を得なければならない。

第6条（退会） 本会を退会しようとするものは、理事会の承認を得なければならない。

第4章 役員

第7条（役員） 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名	理 事 長	1名	副理事長	1名
理 事	若干名	代議員（県連）	1名	監 事	1名

2 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第8条（役員の選任） 役員は、総会で選出する。

第9条（役員の職務） 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 理事長は、理事会を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 代議員は、本会の代表として富山県スキー連盟の会議に出席し、本会の連絡にあたる。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第10条（役員の任期） 本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補充役員を置くことができるが、任期は他の役員の在任期間とする。

第5章 会議

第11条（会議） 本会に次の役員を置く。

- （1）総会
- （2）理事会

第12条（総会） 総会は、全会員をもって構成し、理事長がこれを招集する。

- 2 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画の審議並びに事業報告の承認
- (3) 予算並びに決算の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他必要と認める事項

4 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

5 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。

第13条（理事会） 理事会は理事をもって構成し、議長は理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会は、付託された事項を審議する。

第6章 専門部

第14条（専門部） 本会の事業を遂行するため、次の専門部を設けることができる。

(1) 技術部 (2) 企画部 (3) 傷害対策部

2 専門部会の長は、理事のうちから会長が任命し、次の各号の任務を遂行する。

(1) 技術部長は、スキー技術の研究指導にあたる。

(2) 企画部長は、本会の年間行動計画の立案にあたる。

(3) 傷害対策部長は、本会の傷害対策の指導にあたる。

第7章 会計

第15条（会計） 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってあてる。

2 会費は、男子は5,000円、女子は3,000円とする。

3 本会の会計は、毎年9月1日に始まり、8月31日に終わる。

第8章 保安全管理

第16条（傷害保険） スキー大会に参加するものは、傷害保険に加入することを義務づける。

第17条（体力奉仕） スキー大会、学校参加等で不祥の場合、体力奉仕で全面援助する。

2 会員の経費は、本会が極力援助し、本会の企画以外の活動に於いても体力奉仕にて援助する。

第9章 細則

第18条（細則） この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長並びに理事長が専決する。

1992年10月 改正

2004年12月 改正